

～建築物を安全で快適に効率よく使い続けるために～
「令和5年度熊本地区官庁施設保全連絡会議」の開催

建築物等の性能や機能を良好な状態に保つには、適正な保全を行うことが必要です。官庁施設においても性能や機能を長期的に良好な状態で維持し、耐久性を確保することが重要です。

本会議は、熊本県内の国家機関で実際に建物を管理されている保全担当職員を対象に、実務に即した保全情報と意見交換の場として毎年度開催しています。

なお、本会議には、独立行政法人及び地方公共団体へも案内しております。

【主な議題】

◇地球温暖化対策「政府実行計画」の取組について

平成28年5月に策定された「政府実行計画」に関連した話題を環境省と国土交通省から施設保全に関連した情報提供を行います。

◇「国家機関の建築物の法定点検制度」

「建築基準法」や「官公庁施設の建設等に関する法律」等で定められた点検の重要性、点検の内容、点検資格者、改正概要等について説明します。

「建築物の確認のポイント」

国の所管する建物については、施設保全責任者等が建築物の支障の無い状態を確認するよう保全の基準で定められています。施設保全担当職員が建築物の敷地・構造や建築設備に関して確認を行う際のポイントを説明します。

- 日時：7月13日（木） 13：15～
- 場所：熊本合同庁舎 B棟（WEB同時開催）
- 出席者：国の行政機関、裁判所、熊本県等、約45官署

会議の詳細については下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

本件記者発表に関するお問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 熊本営繕事務所
TEL 096-355-6122
総務課長 鎌手 あずさ
技術課長 関谷 亜希子

～建築物を安全で快適に効率よく使い続けるために～
「令和5年度大分地区官庁施設保全連絡会議」の開催

建築物等の性能や機能を良好な状態に保つには、適正な保全を行うことが必要です。官庁施設においても性能や機能を長期的に良好な状態で維持し、耐久性を確保することが重要です。

本会議は、大分県内の国家機関で実際に建物を管理されている保全担当職員を対象に、実務に即した保全情報と意見交換の場として毎年度開催しています。

なお、本会議には、独立行政法人及び地方公共団体へも案内しております。

【主な議題】

◇「国家機関の建築物の法定点検制度」

「建築基準法」や「官公庁施設の建設等に関する法律」等で定められた点検の重要性、点検の内容、点検資格者、改正概要等について説明します。

「建築物の確認のポイント」

国の所管する建物については、施設保全責任者等が建築物の支障の無い状態を確認するよう保全の基準で定められています。施設保全担当職員が建築物の敷地・構造や建築設備に関して確認を行う際のポイントを説明します。

○ 日時：7月27日（木） 13：15～

○ 場所：大分河川国道事務所

（WEB開催 7月13日（木） 13：15～）

○ 出席者：国の行政機関、裁判所、大分県等、約30官署（WEB参加含む）

会議の詳細については下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

本件記者発表に関するお問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 熊本営繕事務所

TEL 096-355-6122

総務課長 鎌手 あずさ

技術課長 関谷 亜希子